

薬事法第 23 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（案）について

1. 改正の概要

以下については既に認証基準が定められているところであるが、別紙のとおり、「使用目的、効能又は効果」について改正を行うもの。

- (1) 気管・気管支用イントロデューサ等認証基準
- (2) 一時的使用カテーテルガイドワイヤ認証基準

2. 根拠規定

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 23 条の 2 第 1 項

3. 適用期日

公布の日